

登別市告示第150号

公示送達書

令和8年度軽自動車税納税通知書について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市市民生活部税務グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月13日

登別市長 小笠原 春一



記

- 1 公示送達を受ける者 別紙「令和8年度軽自動車税納税通知書 公示送達者一覧」のとおり

令和8年度軽自動車税納税通知書 公示送達者一覧

[illegible]